



兵庫県中小企業融資制度

経営力強化貸付

(米国関税措置対策)のご紹介

Point



兵庫県マスコット はばタン

金融機関等の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う場合、
県から信用保証料の $1/4$ について補助を受けられます。

ご利用条件^{※1} (概要)

対象者要件	県内で事業を営む米国の関税措置による影響を受けている、または今後影響を受ける見込みである中小企業者等で、経営力強化保証制度要綱の申込人資格要件を満たす者 【経営力強化保証制度の申込人資格要件 (概要)】 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う者
融資利率	年 1.45% (固定)
保証料補助	県が $1/4$ を補助
資金使途	設備資金、運転資金、借換資金 ^{※2}
限度額	1 企業・1 組合 3,000 万円
融資期間 ^{※3}	運転：5 年以内 (うち据置 1 年以内) 設備：7 年以内 (うち据置 1 年以内)
取扱期間	令和 7 年 7 月 1 日から令和 7 年 12 月 31 日保証申込受付分まで ^{※4}

※1 対象者要件、融資利率、保証料補助以外の条件は、基本的に全国統一の「経営力強化保証制度」と同じです

※2 兵庫県信用保証協会の保証付き融資からの借り換えに限ります

※3 既往借入金を借り換える場合は 10 年以内 (うち据置 1 年以内)

※4 令和 8 年 1 月 31 日までに融資実行される必要があります

保証料率表

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
料率 (%)	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45
県補助 (%)	0.43	0.38	0.33	0.28	0.25	0.20	0.15	0.11	0.11
事業者負担 (%)	1.32	1.17	0.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34	0.34

※セーフティネット保証5号については区分⑥を、貸借対照表なしの方は区分④をご参照ください

※上記いずれの場合も、条件変更に伴い追加で生じる保証料については、補助の対象外となります

必要書類

- ①兵庫県信用保証協会所定の申込資料 ②申込人資格要件等届出書
 ③事業行動計画書 ④保証料補助要件等確認書（様式第14号）
 ⑤SN保証5号の認定書（SN保証5号利用の場合） ⑥その他必要と認められる書類

※①～③は兵庫県信用保証協会のホームページからダウンロードください

※④は県のホームページからダウンロードください

※⑤は市町のホームページからダウンロードください

ご利用方法



利用をご希望の方は、お近くの **県制度融資取扱金融機関** までご相談ください
 （経営力強化保証制度に関する詳細は、兵庫県信用保証協会までお問合せください）

取扱金融機関（順不同）

銀行	三井住友、三菱 UFJ、りそな、みずほ、但馬、伊予、池田泉州、百十四、山陰合同、京都、四国、中国、阿波、南都、関西みらい、みなと、徳島大正、トマト、三井住友信託
信用金庫	尼崎、姫路、日新、兵庫、神戸、播州、淡路、西兵庫、但陽、中兵庫、但馬、北おおさか、鳥取、大阪、備前日生、大阪シティ、京都北都
信用組合	兵庫県、淡陽、大阪協栄、兵庫ひまわり、近畿産業、兵庫県医療
商工中金	神戸、姫路、尼崎の各支店
農業協同組合	ハリマ、たじま、丹波ひかみ、兵庫六甲、相生市、みのり、兵庫南、兵庫県信用農業協同組合連合会

- 上記取扱金融機関の主に兵庫県内の店舗でお申し込みを受け付けています。店舗によっては取り扱っていない場合もありますので、事前に各店舗へご確認ください
- 要件等は主な内容を記載しているため、上記以外の要件等がある場合があります
- 取扱金融機関または兵庫県信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります
- 県の予算の上限に達した場合取扱いが終了する可能性があります



詳しくは、**兵庫県 制度融資** で検索

兵庫県産業労働部地域経済課（TEL 078-362-3321）

